

10月1日から 老人保健制度が変わります

1 老人保健でお医者さんにかかる方の対象 年齢が変わります

▼75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方
昭和7年9月30日以前に生まれた方（平成14年9月30日以降にすでに70歳になっている方）

↓引き続き老人保健で医療を受けます。

▼昭和7年10月1日以後に生まれた方（平成14年10月1日以後に70歳になる方）

↓75歳になるまでは現在の医療保険で医療を受けます。75歳になると老人保健で医療を受けます。

2 窓口で支払う一部負担金が変わります

▼かかった費用の1割を負担（一定以上の所得のある方は2割を負担）

▼かかった費用の1割を負担（一定以上の所得のある方は2割を負担）※外来の月額上限制、診療所の定額負担選択制は廃止

3 所得に応じて負担が異なります

▼一定以上の所得のある方は2割負担

得が年124万円以上でも証が郵送されますが、課税所得が年124万円以上でも

	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者（2割負担）	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は超えた分の1%を加算。過去12か月内に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回以降は40,200円。
一般（1割負担）	12,000円	40,200円
低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

4 医療費が高額になったときの限度額が変わります

1か月の医療費が高額になったときは申請して認められると、自己負担限度額（左表参照）を超えた分があとから支給されます。同じ世帯に老人保健でお医者さんにかかっている方が複数いる場合は、合算することができます。



5 入院時の食事代について

一定以上所得者・一般 低所得者Ⅱ	780円	
	90日までの入院	650円
90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	500円	
低所得者Ⅰ	300円	

年収が単身世帯で450万円未満、70歳以上の同一世帯で637万円未満の方は同一封の「基準収入額適用申請書」で申請すると1割負担の④医療受給者証になります。

▼低所得者Ⅱ（1割負担）

※低所得者Ⅰ、Ⅱの方は「認定証」の申請が必要です。

▼低所得者Ⅰ（1割負担）

度額適用・標準負担額減額

所得基準

国民健康保険・老人保健制度共通です。

一定以上所得者現役世代の平均的収入以上に所得のある方（課税所得が年124万円以上）

年収例単身世帯の場合→収入450万円以上、70歳以上の同一世帯の場合→収入637万円以上

一般平均的な所得の方（課税所得が年124万円未満）年収例

単身世帯の場合→収入450万円未満（住民税課税者の方）

低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯の方）低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方）年収例

単身世帯の場合（年金収入のみ）→約65万円以下

上位所得者基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯（70歳未満の方・国保のみ）

10月1日から老人医療費助成制度が変わります

1 窓口で支払う一部負担金が変わります

二般の方で医療機関ごとに月に12,000円を上限、非課税世帯の方で医療機関ごとに月に8,000円を上限）左表参考照

	自己負担限度額	
	外来	外来+入院(世帯ごと)
一般（1割負担）	12,000円	40,200円
市民税非課税世帯の方（1割負担）	8,000円	24,600円

※外来でかかった時の医療機関ごとの月額上限限制（1か月に3,200円、大病院の場合は5,300円）と診療所の定額負担選択制（1日に850円まで負担、1か月に4回まで）は廃止となります。

入院かかった費用の1割を負担（一般の方で月に4,000円を上限、住民税非課税世帯に属する方で月に24,600円を上限）左表参考照

1 75歳になるまで国保で医療を受けます

国保に加入している方であります。

昭和7年10月1日以降に生まれた方は75歳になるまで

までは国保で医療を受けます。

ただし、70歳以上になると病院の窓口での自己負担は

1割（一定以上の所得者は

病院の翌月から変わります。

1割または2割）を負担

医療機関では、患者の負担割合（1割または2割）を

この高齢受給者証で確認します。

誕生日月から変わります。

ただし、1日生まれの方は誕生日月から変わります。

3歳と70歳になる方は、

3歳から69歳の方→これまでどおり3割負担

※3歳と70歳になる方は、

3歳未満児→2割負担

（一定以上の所得の方は2割負担）

10月1日から 国民健康保険制度が変わります

1 75歳になるまで国保で医療を受けます

2 割）になります。

2 高齢受給者証が交付されます。

70歳未満の方	自己負担限度額	
	上位所得者	一般
70歳未満の方	139,800円+医療費が699,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算（※77,700円）	
一般	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は超えた分の1%を加算（※40,200円）	
住民税非課税世帯	35,400円（※24,600円）	
70歳以上の方	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は超えた分の1%を加算（※40,200円）
一般	12,000円	40,200円
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者Ⅱ		
低所得者Ⅰ		15,000円

5 退職者医療制度の対象年齢未満になります

老人保健の対象年齢の引き上げに合わせて、変更になります。5年間で段階的に引き上げられます。70歳以上の退職者医療制度対象の自己負担は1割（一定以上所得者は2割）となります。

2 医療費が高額になったときの限度額が変わります

1か月の医療費が高額になったときは申請して認められます。

たときの限度額が変わります。

1か月の医療費が高額になったときは申請して認められることがあります。

たときの限度額が変わります。

1か月の医療費が高額になつたときは申請して認められると、自己負担限

度額を超えた分があとから

支給されます。同じ世帯

に老人医療費助成制度

でお医者さんにおかかる

方が複数いる場合は、

合算することができます。

問合せ介護福祉課高齢福

「広報ふっさ」9月15日号5面の「国民健康保険と老人保健に共通の所得基準」欄の訂正について

③「一般平均的な所得の方（課税所得が年124万円未満）单独世帯で収入が450万円未満（住民税課税者）」に訂正します。問合せ介護福祉課高齢福

3 医療費の窓口負担が変わります

ます。

▼3歳未満児→2割負担

▼70歳以上の方→1割負担

（一定以上の所得の方は2割負担）

（3） 平成14年10月1日 広報ふっさ No.624

《東京都最低賃金改正》10月1日から時間額708円。月給制、日給制、時間給制等すべてに「時間額」が適用。問合せ 東京労働局賃金課 03-3814-5311(代)

第41回東京都公民館研究大会にご参加を



地域の課題にこたえる公民館

～ゆたかな未来をつくろう～

地域で暮らす人々に必要とされる公民館像を探る機会としていきます。今年は福生市が会場となっています。多くの方々の参加をお待ちしています。

日時12月8日(日)午前10時～午後5時

場所市民会館・公民館参加費1,500円

課題別集会の内容①これから公民館の子育て支援～どんなことができるかな?②まちづくり・ひとづくり・ことづくり=公民館ルネッサンスの時代がやってきました③市民活動団体と公民館～人・まちづくりにつながる公民館④どう活かす、公民館サークル・地域の人々の技能や知識⑤私たちのめざす公民館～あらためて公民館の役割を問う⑥学級・講座づくりの醍醐味～学びの積み重ねから地域と暮らしをつくる※詳しい内容は各公民館で要項を配布しています。

主催東京都公民館連絡協議会

申込み10月31日までに参加費を添えて公民館本館☎552-1711、松林分館☎552-3624、白梅分館☎553-3454へ。

小学生スポーツデー

10月の

熊川地域体育館

問合せ中央体育館☎552-5

日時10月12日(土)午前10時

（トレーナー）

大学教授）、柳原あつ子氏

定室講師渡辺剛氏（国土館

測定室講師）、柳原あつ子氏

（トレーナー）

日時10月25日(金)午前10時

～正午場所中央体育館・測

国民年金保険料は お得な前納制度を

国民年金保険料を前納すると、毎月納める手間も省けるうえ、割引があり大変お得です。

10月分から来年3月分までの6か月分の保険料を前納すると、毎月納める場合と比べて650円の割引となります。

10月分から来年3月分までの前納を希望される方は、社会保険庁からお送りした国民年金保険料納付案内書で10月31日までに最寄りの金融機関または立川社会保険事務所に納めてください。

国民年金保険料は 納め忘れのない 口座振替を！

国民年金は、老後だけではなく、万が一のときもあなたの生活を支えるものですね。安心できる将来のためには、保険料は期限までに納めることができます。

そこで、納め忘れがなく、

**出生記念に
市の木
・市の花
プレゼント**
平成14年3月1日から
8月31日までに生まれた
赤ちゃんに、市の木（もくせい）または市の花（つつじ）を差し上げます。

※該当される方には、はがきでお知らせします。

配布日時・場所10月20日(日)
午前10時～正午、午後1時
～3時までの間に市役所
前庭へおいでください。

問合せ環境課公園緑化係

犬の飼い主へお願い
公園内や道路に犬の粪が多く、利用者が大変迷惑しています。粪は飼い主が責任を持って始末しましょう。また、放し飼いは絶対にしないでください。

問合せ環境課公園緑化係

国民年金だより

便利で確実な「口座振替」のご利用をお勧めします。指定された口座から毎月引き落とされますので納めに行く手間も省けます。

手続きは、年金手帳、預金通帳、届け出印を持参して金融機関、郵便局に届けて出してください。

生ごみの減量と堆肥化を家庭で行なってみませんか？一世帯につき1基、コンポスト（生ごみを堆肥にできる容器）を無償で貸与しています。

※小さめのバケツタイプ。マジンションなどで庭がなく、土がない所でも使用可能。ばかり粉（EM菌）が必要。

15リットル）
△配布場所：清掃係窓口
問合せ環境課清掃係

ご存知ですか？コンポスト（生ごみ 堆肥化容器）を貸し出しています！

として、マイバッグ（買い物袋）を無料で配布しています。
△配布条件：レジ袋等の減量を積極的に行っていた者（1世帯1枚）

医療費助成 制度一部負担金の改正について

10月1日から一部負担金が定率1割になります。

10月1日から一部負担金は1か月12,000円が定率1割になります。

◆コンポスト（6種類）70
・100・130・150・190・200リットル
△社会福祉課障害福祉係
児童手当・児童育成手当を10月10日頃に振り込みます。

※3Rとは、「ごみを出さない『リデュース』、繰り返し使う『リユース』、再生利用する『リサイクル』」ことです。

今月は3R推進月間です。返し使う『リユース』、再生利用する『リサイクル』を始めます。

日時第1回：10月21日(月)午後2時～4時
場所：福祉センター相談室
対象：高齢者・障害者やその家族

日時：11月～3月の原則として毎月第2、第4火曜日(全10回)午後1時～午後4時
場所：福祉センター
対象：市内にお住まい60歳以上の男性の方
料：定員先着4人(予約制)
申込み：10月10日～16日(日曜、祝日を除く)
料：定員先着15人(講師：谷口美津子氏)
申込み：10月8日から午前9時～午後5時に社会福祉協議会管理係(福祉センター)
料：費用実費負担(材料費として毎回500円と米1カップ)

内：552-2121へ。

◎充電式電池の回収・ リサイクルにご協力を

△10月は
「環境にやさしい買い物
キャンペーン」月間です
市ではレジ袋に代わるもの

高齢者や障害者の皆さん
が抱える遺産相続・住宅問題・遺言書作成・人権擁護
・成年後見などの法律問題
について、弁護士の相談員による「身近な法律相談」

日時第1回：10月21日(月)午後2時～4時
場所：福祉センター相談室
対象：高齢者・障害者やその家族

日時：11月～3月の原則として毎月第2、第4火曜日(全10回)午後1時～午後4時
場所：福祉センター
対象：市内にお住まい60歳以上の男性の方
料：定員先着4人(予約制)
申込み：10月10日～16日(日曜、祝日を除く)
料：定員先着15人(講師：谷口美津子氏)
申込み：10月8日から午前9時～午後5時に社会福祉協議会管理係(福祉センター)
料：費用実費負担(材料費として毎回500円と米1カップ)

内：552-2121へ。

社会福祉協議会

第14回
インポートフェア
国道16号線沿いの横田基地前商店街を中心会場に開催します。特設会場では、輸入品などの販売及び大抽選会・音楽演奏・大道芸と盛り沢山のイベントがあります。ぜひご来場ください。
日時：10月12日(土)・13日(日)午前10時～午後7時(13日は午後6時まで)
場所：①フレンドシップパーク②ベルハンドクラブ中庭
問合せ：福生市商工会 551-2927

お知らせ

米軍横田基地では、10月7日(月)から11日(金)までの5日間(午前6時～午後10時)、大型拡声器(ジャイアントボイス)を使用する演習が予定されていますのでお知らせします。なお、市では横田基地に対し、ジャイアントボイスを使用する際は、サイレン音の低減と吹鳴回数を最低限にすることなど、市民に影響を与えないよう申し入れを行っています。

問合せ：秘書広報課基地・涉外担当



EM容器

コンポスト

10月の交通キャンペーン 自転車利用のマナーを高めよう

自転車も自動車と同様に、法令上、車両とみなされています。自転車に乗る際はルールとマナーを厳守し、安全運転を心がけましょう。

①歩道は歩行者が優先・歩道上を猛スピードで走ったり、ベルを鳴らしたりして歩行者を避けさせてはいけません。歩行者に注意しながら、ゆっくりと走りましょう。

②夜間の乗り方・自分の存在を相手に知らせるためにも、必ずライトをつけましょう。

③二人乗りはやめましょう。

④侵入盗、ひったくり、乗

課防犯係 551-0110

全国地域安全運動を 実施します！

警察、防犯協会と地域住民などが一体となり、「安全で住みよい街づくり」のため実施します。

実施します。

男性の料理教室 実施します！

①自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

②服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

③二人乗りはやめましょう。

実施します。

④自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

⑤服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

⑥自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

⑦服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

⑧自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

⑨服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

⑩自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

⑪服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

⑫自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

⑬服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

⑭自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

⑮服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

⑯自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

⑰服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

⑱自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

⑲服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

⑳自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉑服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

㉒自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉓服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

㉔自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉕服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

㉖自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉗服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

㉘自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉙服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

㉚自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉛服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

㉜自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉝服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

㉞自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉟服装はできるだけ目立つよう、白っぽい服装にしましょう。

実施します。

㉟自転車に反射材や反射テープを取り付けましょう。

実施します。

㉟